

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 8 日
【会社名】	株式会社滋賀銀行
【英訳名】	THE SHIGA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 大道 良夫
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市浜町 1 番38号
【電話番号】	0 7 7 (5 2 4) 2 1 4 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計室長 下 村 哲 也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町12番 9 号 株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所
【電話番号】	0 3 (3 6 6 1) 1 1 8 6 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部東京事務所長 高 田 久 幸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年 3 月22日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年 4 月 1 日
【発行登録書の有効期限】	平成27年 3 月31日
【発行登録番号】	25 - 関東34
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年 8 月 8 日(提出日)であります。
【提出理由】	四半期報告書(第128期第 1 四半期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)を平成26年 8 月 8 日に関東財務局長へ提出いたしました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年 3 月22日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社滋賀銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地) 株式会社滋賀銀行東京支店 (東京都中央区日本橋小伝馬町12番 9 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備える
ものであります。

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりであります。